



金沢市公報

号外第2号

平成17年(2005年)2月8日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
監査公表	
監査公表(第3号)	(監査事務局) 1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により金沢市長及び土木部道路建設課長に関する措置請求の提出があり、同条第4項の規定により実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

平成17年2月8日

金沢市監査委員	近	藤	義	昭
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	澤	飯	英	樹
金沢市監査委員	出	石	輝	夫

収監査第100-2号
平成17年2月7日
(2005年)

北 賢 二 様

金沢市監査委員	近	藤	義	昭
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	澤	飯	英	樹
金沢市監査委員	出	石	輝	夫

住民監査請求に係る監査の結果について(通知)

平成16年12月22日付け収監査第100号で收受した金沢市職員措置請求書について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので通知します。

第1 請求人

金沢市辰巳町口16番地4 北 賢二

第2 請求の受理

平成16年12月22日付けで提出のあった本件措置請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成16年12月27日に受理した。

第3 監査の実施

1 請求の要旨

請求人から提出された金沢市職員措置請求書(以下「請求書」という。)に記載されている事項及び陳述の内容から、請求の要旨を次のように解した。

水湊町地内で道路改良工事(路線名 犀川6号上辰巳町線。以下「本件道路改良工事」という。)が約100メートルに渡り行われるが、町会長宅の設計説明では現道の拡張で基本的に了承されたのに、その後説明会のないまま、当初計画が大幅に変更されている。

この変更は、道路構造令(昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。)に準拠するため円形にしたというが、何故当初はそうでなかったのか。地元了承を得たのでないか。円形にしたことにより、急勾配となり危険性を増し、冬の雪で困ることが予想される。構造令に準拠ならば、現水湊町横断道路、橋こそ問題でないか。

竹の子作業場は測量範囲でなかったのに、今回道路に取り込み補償対象となっているのはなぜか。請求人の土地の境界確認と明示。また、この変更により、盛り土など環境が大きく変更され、樹木が何本も伐採され、余分な土地が発生する。

本件道路改良工事において、行政手順・説明責任の瑕疵があり、詳細設計業務委託(以下「詳細設計」という。)の委託後の変更による設計委託料、計画の変更により増額となる工事請負費などの公金の不当な支出、契約のない不当な財産の取得、現道の管理義務の負担や景観の破壊が加速することが予測され、金沢市長及び道路建設課長(以下「市長等」という。)にはこの違法、不当な行為を未然に防止、是正、改めるべきなのにこれを怠ったという違法又は不当な事実がある。

また、道路の線形変更により歴史あるこの地域が壊滅的に破壊されようとしており、最小限の経費と環境破壊で、安全で、自然豊かな金沢水湊韻文学の里を守り、育てるためにも、当初案の道路改良工事を考えられるよう求める。

(注) 本件措置請求において「水湊町」と「水淵町」の町名表記が混在して使用されているが、監査結果では、市町村の町又は字の名称(平成3年石川県知事告示)に基づく「水湊町」を使用した。

2 監査対象事項

請求書に記載されている事項及び陳述の内容から、監査の対象事項を「道路改良工事に係る公金の支出等について」とした。

3 監査の実施

監査は、次のとおり実施した。

(1) 書類監査

市長に対し、監査対象となる本件道路改良工事に係る一切の書類の提出を求め、監査を行った。

(2) 請求人の証拠の提出及び陳述

平成17年1月7日、請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、新たな証拠の提出はなく、請求の経緯及び内容説明の後、「違法又は不当な財務会計上の行為は、設計委託料及び工事請負費などの公金の支出と、契約のない財産の取得であり、必要な措置として詳細設計での道路工事の施工を求める。」との陳述がされた。

(3) 関係職員の陳述の聴取

平成17年1月7日、土木部長、道路建設課長、道路建設課職員4名から陳述の聴取を行った。

(4) 現地調査

平成17年1月7日の監査委員会議において、代表監査委員と監査事務局職員が現地を調査することを決定し、同月11日現地調査を実施した。

第4 監査の結果

1 主文

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件措置請求のうち、現水湊町横断道路、橋の請求については、本市の財務会計上の行為に当たらないのでこれを却下し、その他の請求については、請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由等について述べる。

2 事実関係

(1) 道路改良工事に関する法令等について

監査請求に係る道路改良工事について、道路法（昭和27年法律第180号）、構造令、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年閣議決定。以下「補償基準要綱」という。）、金沢市財務規則（昭和39年規則第3号。以下「財務規則」という。）において関係条文が次のとおり定められている。

ア 道路法

（道路の構造の原則）

第29条 道路の構造は、当該道路の存する地域の地形、地質、気象その他の状況及び当該道路の交通状況を考慮し、通常の衝撃に対して安全なものであるとともに、安全かつ円滑な交通を確保することができるものでなければならない。

（道路の構造の基準）

第30条 道路の構造の技術的基準は、道路の種類ごとに左の各号に掲げる事項について政令で定める。

- (1) 幅員
- (2) 建築限界
- (3) 線形
- (4) 視距
- (5) こう配
- (6) 路面
- (7) 排水施設
- (8) 交差又は接続
- (9) 待避所
- (10) 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設
- (11) 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造について必要な事項

イ 構造令

（この政令の趣旨）

第1条 この政令は、道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。

（道路の区分）

第3条 道路は、次の表に定めるところにより、第1種から第4種までに区分するものとする。

道路の存する地域	地方部	都市部
高速自動車国道及び 自動車専用道路又はその他の道路の別		
高速自動車国道及び自動車専用道路	第1種	第2種
その他の道路	第3種	第4種

2 第1種の道路は、第1号の表に定めるところにより第1級から第4級までに、第2種の道路は、第2号の表に定めるところにより第1級又は第2級に、第3種の道路は、第3号の表に定めるところにより第1級から第5級までに、第4種の道路は、第4号の表に定めるところにより第1級から第4級までに、それぞれ区分するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、該当する級が第1種第4級、第2種第2級、第3種第5級又は第4種第4級である場合を除き、該当する級の1級下の級に区分することができる。

第3号 第3種の道路

道路の種類	計画交通量 (単位 1日につき台)	道路の存する地域の地形				
		20,000以上	4,000以上 20,000未満	1,500以上 4,000未満	500以上 1,500未満	500未満
一般国道	平地部	第1級	第2級	第3級		
	山地部	第2級	第3級	第4級		
都道府県道	平地部	第2級		第3級		

	山地部	第3級	第4級		
市町村道	平地部	第2級	第3級	第4級	第5級
	山地部	第3級	第4級		第5級

(設計速度)

第13条 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の上欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、高速自動車国道である第1種第4級の道路を除き、同表の設計速度の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

区 分		設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	
第1種	第1級	120	100
	第2級	100	80
	第3級	80	60
	第4級	60	50
第2種	第1級	80	60
	第2級	60	50又は40
第3種	第1級	80	60
	第2級	60	50又は40
	第3級	60、50又は40	30
	第4級	50、40又は30	20
	第5級	40、30又は20	
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60、50又は40	30
	第3級	50、40又は30	20
	第4級	40、30又は20	

(曲線半径)

第15条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	曲線半径(単位 メートル)	
120	710	570
100	460	380
80	280	230
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

(縦断勾配)

第20条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の上欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の下欄に掲げる値以下とすることができる。

区 分		設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断勾配 (単位 パーセント)	
第1種、第2種及び第3種	普通道路	120	2	5
		100	3	6
		80	4	7
		60	5	8
		50	6	9
		40	7	10
		30	8	11
		20	9	12
			(以下略)	

(合成勾配)

第25条 合成勾配 (縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。) は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設 計 速 度 (単位 1時間につきキロメートル)	合 成 勾 配 (単位 パーセント)
120	10
100	
80	10.5
60	
50	11.5
40	
30	
20	

2 積雪寒冷の度がはなはだしい地域に存する道路にあつては、合成勾配は、8パーセント以下とするものとする。

(小区間改築の場合の特例)

第38条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合 (次項に規定する改築を行う場合を除く。) において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第5条、第6条第4項から第6項まで、第7条、第9条、第9条の2、第10条第3項、第10条の2第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第11条の4第2項及び第3項、第15条から第22条まで、第23条第3項並びに第25条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

ウ 補償基準要綱

(建物等の移転料)

第24条 土地等の取得又は土地等の使用に係る土地等に建物等 (立木を除く。以下この条から第26条までにおいて同じ。) で取得せず、又は使用しないものがあるときは、当該建物等を通常妥当と認められる移転先に、通常妥当と認められる移転方法によつて移転するのに要する費用を補償するものとする。この場合において、建物等が分割されることとなり、その全部を移転しなければ従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、当該建物等の所有者の請求により、当該建物等の全部を移転するのに要する費用を補償するものとする。

(立木の移植補償)

第29条 土地等の取得又は土地等の使用に係る土地に立木がある場合において、これを移植することが相当であると認められるときは、掘起し、運搬、植付け等の移植に通常必要とする費用及び移植に伴う枯損等

により通常生ずる損失を補償するものとする。

(立木の伐採補償)

第30条 前条に掲げる土地に立木がある場合において、これを伐採することが相当であると認められるときは、次の各号に掲げる額を補償するものとする。

- (1) 伐期末到達立木であつて、市場価格のあるものについては、伐期における当該立木の価格の前価額と現在から伐期までの収益の前価合計額との合計額から、当該立木の現在価格を控除した額
- (2) 伐期末到達立木であつて、市場価格のないものについては、それぞれ次に掲げる額
 - イ 人工林については、現在までに要した経費の後価合計額から、現在までの収益の後価合計額を控除した額
 - ロ 天然生林については、伐期における当該立木の価格の前価額

エ 財務規則

(支出負担行為の伺)

第20条 課長は、支出負担行為を行おうとするときは、予算科目1目ごとに、支出負担行為伺書(様式第5号。以下「支出伺書」という。)により当該事件を起案のうえ関係部長及び課長に合議し、市長の決裁を受けなければならない。

(公有財産取得前の処置)

第194条 購入、交換、寄附その他により公有財産を取得するときは、あらかじめその財産について必要な調査を行い、権利の設定又は特殊の義務があるときはその所有者及び権利者に対しこれを消滅させ、またこれに関し必要な処置をさせなければならない。

(公有財産の受領)

第197条 購入、交換、寄附等によりその所管の公有財産となるべきものは引渡しに関する書類、図面等を照合し、適格と認めた場合に受領するものとする。

(登記登録の手續)

第199条 課長は、次に掲げる財産を取得したときは、直ちに当該財産を登録しなければならない。

- (1) 土地、建物、地上権、地役権、採石権及びその他法令によって登記できる財産

- (2) 本件道路改良工事の経緯について

本件道路改良工事の経緯の概要は、次のとおりである。

平成7年12月18日に水湊町町会長より、昭和40年代に舗装した町会の道路は、雨による浸食や亀裂箇所が多く、幅員も狭小で困難しているため、拡幅、舗装打替えして欲しいとの要望書が提出された。

この要望に対し、市は早期に対応すると回答したが、水湊町地内において石川県施工により付替市道建設工事が進められることが判明し、当該工事の進捗状況をみて工事着手することとし、一時道路改良計画を保留したものである。

県施工の付替市道建設工事は、平成10年度に線形が決定し、11、12年度に用地取得、13年度より工事に着手し、17年夏完成に向けて事業が進められ、この工事進捗により14年度に町会と協議し、本件道路改良工事を15年度以降に施工することを確認している。

15年11月12日に、本件道路改良工事に係る詳細設計の契約を「契約額1,333,500円、契約期間契約日から16年3月31日まで」として締結し、16年3月31日に委託業務を完了し、5月21日に委託料を支払いしている。

その間、16年2月10日に町会長・生産組合長ほか4名の出席により、地元説明会を開催している。

16年4月から5月にかけて土地の所有者調査を行った結果、道路改良計画用地のうち土地1筆が長期にわたり相続されておらず、所有権移転が非常に困難であることが判明し、6月上旬、町会長、前町会長に線形の見直しが必要であることを説明し、了解を得ている。

6月23日に線形を見直すための発注設計業務委託(以下「発注設計」という。)の契約を「契約額304,500円、契約期間同日から11月30日まで」として締結し、11月30日に委託業務を完了し、17年1月12日に委託料を支払いしている。

この間、7月21日に町会長に道路線形の見直し案を提示し、9月22日に町会長に新しい計画図面を提示し、了承を得ている。

これにより地権者との用地交渉を進め、土地については、12月16日、地権者から寄附申し出を受け、寄附採納の決定を行い、17年1月24日に所有権移転登記を行っており、物件移転補償については、12月16日及び28日に工作物・立木等所有者4名と物件移転補償契約を締結し、17年1月21日及び2月2日に補償費1,625,405円を支払いしている。

本件道路改良工事の工事請負費は、12月8日に支出負担行為を決議し、17年1月11日に工事請負契約を「契約額9,660,000円、契約期間契約日から3月25日まで」として締結し、1月27日に前払金3,800,000円を支払いしている。

(3) 本件道路改良工事の構造等について

ア 現道の構造等は、次のとおりである。

- (ア) 路線名 犀川6号上辰巳町線
- (イ) 距離 113.8メートル
- (ウ) 幅員 3～4メートル
- (エ) 曲線半径 7～8メートル
- (オ) 縦断勾配 最大約16パーセント

イ 詳細設計による計画道路の構造等は、次のとおりである。

- (ア) 構造規格 第3種第5級(1車線道路)
- (イ) 設計速度 時速20キロメートル
- (ウ) 設計交通量 500台/日未満
- (エ) 距離 107.3メートル
- (オ) 幅員 6.0メートル(側溝含む。)
- (カ) 曲線半径 12.0メートル
- (キ) 縦断勾配 平均約12パーセント
- (ク) 横断勾配 冬期の積雪に対しての融雪効果を持たせるため流路工とし計画し、道路中心側へ1.5パーセントの勾配を設け、すり鉢状とする。
- (ケ) 合成勾配 平均約12パーセント(積雪に対しては、道路形態を流路工として考えるため無視)

ウ 発注設計による計画道路の構造等は、距離、幅員、勾配等に変更はなく、曲線半径のみ21.5メートルに変更している。

3 判断

(1) 道路の構造等について

ア 請求人は、「構造令に準拠しての円形というが、何故当初そうでなかったのか、地元了承を得たのでないか。円形にしたことにより急勾配で危険性を増し、山の冬、雪で困ることが予想される。当初案の道路改良工事を考えるよう求める。構造令に準拠ならば、現水湊町横断道路、橋こそ問題でないか。」と主張している。

イ 関係職員は、「計画当初、道路用地の寄附面積を最小限にして欲しいとの地元要望があり、また山間地の道路で交通量が非常に少ないことから、曲線半径はやむを得ず構造令に準拠しない計画とした。しかし、当初道路計画用地のうち1筆の用地処理が極めて困難であることが土地所有者調査で判明したため、道路計画用地から外す必要が生じ道路線形の変更を行うことになった。このため、再度、地元と協議を行った結果、道路用地の寄附面積が大きくなることにも了承を得たので、安全性を考慮し、発注設計において構造令に沿った曲線半径を確保したものである。また、現道の最大縦断勾配は約16パーセントであり、今回の改良により勾配は約12パーセントと緩和されることとなり、冬期における積雪の対応は、地元要望から路面流水工(降雪を流水により融かしたり流し去る消雪方式)としており、交通の安全は確保できるものと考えている。また、用地処理が非常に困難であるため詳細設計の工事は不可能であり、発注設計でしか工事はできない。」と陳述している。

ウ 道路法は、第29条で道路の構造に関する一般的・抽象的な原則を掲げ、第30条で道路の構造の技術的基準について道路の種類ごとに政令で定めるとし、道路法第30条に基づいて道路を新設し又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準として構造令が定められ、道路の区分に応じて、曲線半径、縦断勾配、

合成勾配などの技術的基準や小区間改築の場合の特例を規定している。

また、道路構造令の解説と運用（社団法人日本道路協会）では、山地部等の道路について、「交通量は少ないものの日常生活に不可欠な道路として早期整備が求められる場合、必要最低限の通行機能を確保した道路構造とすることができる。(1)道路計画の考え方として、山地部等では、交通量が少なく幅員狭小ではあるが、沿道住民の生活維持の観点から必要不可欠な道路について、地域特性（地形・地質や気象条件等）、交通特性（交通量、大型車混入率等）などに応じて、早期に整備することが求められている。早期に整備効果を得るためには、地域の状況に応じて構造令を弾力的に運用することにより、道路構造を工夫し建設費を抑えることが必要である。(2)道路構造の工夫としては、応急処置として局部改良を行うことで必要最低限の通行機能を確保できる場合には構造令第38条による小区間改築の場合の特例（構造令の規定の除外を定めている）を適用するなど、構造令を弾力的に運用する。」としている。

エ 本件道路改良工事に係る道路構造については、距離113.8メートル、幅員3～4メートル、曲線半径7～8メートル、縦断勾配最大約16パーセントである現道を、詳細設計において、構造令第3条道路区分のその他の道路・地方部の第3種、市町村道・計画交通量1日につき500台未満の第5級の道路、構造令第13条の設計速度1時間につき20キロメートルとして、距離107.3メートル、幅員6.0メートル、曲線半径12.0メートル、縦断勾配、合成勾配とも平均約12パーセントに改良する計画としていたが、発注設計において、距離、幅員、縦断勾配、合成勾配を変更せず、曲線半径について21.5メートルに計画を変更していることを確認した。

オ 本件道路改良工事は、幅員が狭く、急勾配、急カーブで、老朽化している現道を、住民の生活維持の面から必要最低限の通行機能を確保することを目的に、道路改良を行うものであり、発注設計における道路構造のうち、幅員、曲線半径、縦断勾配については構造令に合致し、合成勾配平均12パーセントについては構造令第25条に定める積雪寒冷地域の8パーセント以下の基準に合致しないものとなっている。

しかし、本件道路改良工事区間は山地部における市道路線の先端部分に位置し、あらかじめ改良工事区間の始点、終点が定まり、高低差約11.5メートルの地形を距離107.3メートルの区間で車道の屈曲部も含めて整備するという条件のもとで、均でない勾配を一定の勾配でつなぐ応急処置として局部改良を行うことを前提に当初の詳細設計から計画されてきたものであり、隣接する石川県施工の付替市道建設道路の取付け道路区間50.7メートルにおける合成勾配も構造令基準を上回る10.7パーセントとなっていることから、構造令第38条の「隣接する他の区間の道路の構造が基準に適合していないため基準をそのまま適用することが適当でない」と認められるときは、基準によらないことができる。」という小区間改築の場合の特例を弾力的に適用して、合成勾配については構造令基準によらないで本件道路改良工事を設計し施工を図ろうとしていることはやむを得ない措置であり、法令にも違反するものではないと考える。

カ 積雪対策については、道路中心側へ路面流水を行う設計としており、現道及び隣接する石川県施工の付替市道建設道路など山間地域の生活道路で路面流水工法が用いられていることから、ほかに現地に適応する工法は難しいものとする。

キ 曲線半径については、当初寄附道路用地を最小限にとの地元要請を踏まえ、現道曲線半径7～8メートルを、詳細設計において小区間改築の特例を適用して12.0メートルとしたものであるが、その後実施した土地所有者調査により、当初計画道路用地のうち1筆が50年以上相続されておらず、相続手続が複雑で所有権移転が困難なため、当該用地を外して山側部分に道路線形を見直し、これに伴い構造令の曲線半径基準15メートル以上を超える曲線半径21.5メートルに変更したものである。本件道路改良工事は用地の無償提供を条件とし、市に所有権が移転されなければ道路改良工事自体実施することはできず、計画変更による道路用地提供について地権者の理解も得ており、また、曲線半径も構造令基準以上に確保され交通の安全性は向上しているものといえ、適切な道路計画措置であるとする。

ク これらから、本件道路改良工事の道路構造等については、法令等の違反の事実はなく、やむを得ない妥当な措置であり、不当な行政行為と認めることはできず、したがって、当初案の道路改良工事を考えるよう求める請求人の主張を認めることはできない。

ケ 請求人が主張する現水湊町横断道路、橋については、石川県が施工する付替市道建設道路に関するものと認められ、本市の財務会計上の行為に当たらないので、住民監査請求の対象とならないものである。

(2) 測量範囲等について

ア 請求人は、「竹の子作業場は除外測量になっていて、今回道路に取り込みさらに補償対象となっているのはなぜか。私の土地の境界確認と明示」と主張している。

イ 関係職員は、「詳細設計発注にあたっては、委託料積算のため、あらかじめ道路線形を想定し測量面積を決めており、当初道路計画では竹の子作業場土地は道路線形上になく、発注図面でも測量範囲から外していたが、設計段階で林道との取付けを検討する必要が生じ、竹の子作業場土地を加えて調査し、その後に道路線形の変更により竹の子作業場を補償対象としたものである。また、請求人所有地は今回の道路改良工事には関係なく、境界を確認する必要はないものとする」と陳述している。

ウ 竹の子作業場については、当初道路計画線になく測量範囲とせず、設計段階で林道との取付けを検討するため測量範囲に加え、その後一部用地の取得が事実上困難となったため道路計画を竹の子作業場の山側に迂回する必要が生じ、これに伴い当該土地を事業対象用地として寄附を受け、補償基準要綱に基づき物件移転補償を行ったものであり、これらの経緯から不当な行政行為はないと考える。

また、請求人は道路予定地付近に土地を所有しているが、寄附された道路用地の地権者及び隣接者に該当すると認められず、市として道路用地の所有権移転に当たり境界を確認する必要性はないものとする。

(3) 行政手順及び説明責任について

ア 請求人は、「地元説明会まで実施し同意を得ておりながら、その後説明会のないまま路線を大きく変更したことに、行政手順の瑕疵があり、また、市民、利害関係者の再三再四の訪庁、質問に誠意ある説明責任を欠いた職員に説明責任の瑕疵がある。」と主張している。

イ 関係職員は、「本件道路改良工事については、地元要望、現地調査、予算の決定、測量・設計、用地補償、工事発注という手順で行われており、必要の都度地元協議を行っている。また、請求人は本件道路改良工事の利害関係者ではないため、説明会に出席していないが、来訪や問い合わせがあった場合には個別に事業説明を行っている。」と陳述している。

ウ 本件道路改良工事については、経緯で記述したとおり、平成7年に地元から要望があり、その後再度要望を受けて事業化を決定し、15年度の詳細設計に合わせて、16年2月に地元説明会を開催し、16年6月には、土地所有者調査を踏まえて線形見直しの必要を町会長等に説明し、発注設計に合わせて、7月と9月に町会長に道路計画を提示し了承を得て、この計画に基づき用地交渉を進め、地権者から土地の寄附を受け、物件移転補償を行っていることを確認した。

したがって、本件道路改良工事についての行政手続及び利害関係者への説明は適時適切に行われているものと認められる。

また、請求人は、周辺土地の所有者であるが、地権者として本件道路改良工事に係る直接の利害関係者ではなく、機会は少ないものの個別説明は行われており、条例に基づく情報公開手続が別に行われていることも併せ、行政手続に特別な不当性があると認めることはできない。

エ なお、監査の過程で、書類により、平成16年6月23日付けで発注設計の契約を締結していることを確認したが、関係職員の事情聴取によれば、現実には、11月30日の委託業務完了後に期日を遡って委託契約を締結していることが確認された。

この発注設計については、5月11日に事前に基本的な内容、受注者、単価等を定める基本契約を締結していることから、実質的に財政的損害は生じておらず、現時点においては支出負担行為及び契約手続は修正されたものとするが、監査委員としては、職員に対し厳に適正な財務事務の執行を要請する。

(4) 設計委託料、工事請負費等の公金の支出について

ア 請求人は、「詳細設計の委託後の変更による設計委託料の公金の不当な支出があり、また、道路変更は大幅増額な工事請負費（補償費含む。）となり公金の不当な支出として確実に予測される。」と主張している。

イ 関係職員は、「詳細設計完了後、用地処理困難というやむを得ない事情のために道路線形を見直すことになり、修正設計を含む発注設計を委託した。また、当初計画の道路線形に基づく概算事業費と線形変更後の事業費を比較しても、事業費に大差はない。」と陳述している。

ウ 本件道路改良工事において、詳細設計と発注設計の2つの設計委託を行っているが、これは先にも述べたとおり一部用地取得が不可能となったため詳細設計を修正する発注設計が必要となったものであり、不当な委託料の支出と認めることはできない。

工事請負費についても、同じく用地事情からやむを得ない計画変更によるものであり、不当な工事請負費の支出があると認めることはできない。仮に、工事費を比較するとすれば、当初の詳細設計において受託者が算出した概算工事費は約1,350万円であり、設計変更後に随意契約による方法として支出負担行為をした工事請負費は9,985,500円（契約額は9,660,000円）であり、算出基準が同一でなく単純に比較できないが、大きな差は生じていないと考える。

また、補償費については、当初案の概算額約100万円に対し、変更後の額は約160万円と若干高くなっているが、事業施工上必要な物件に対して補償基準要綱に基づき正当な移転補償を行うものであり、不当な補償費の支出があると認めることはできない。

(5) 財産の取得について

ア 請求人は、「土地及び建物、樹木の買収、補償、寄附等の手続契約が皆無のまま工事発注の恐れがあり、契約のない不当な財産の取得である。」と主張している。

イ 関係職員は、「道路予定地となる土地については、平成16年12月16日に寄附申出書の提出があり、寄附採納の決定が行われ、物件移転補償については、12月16日と28日に工作物・立木等の移転補償契約を締結している。」と陳述している。

ウ 財産の取得については、経緯で記述したとおり、土地の寄附採納の決定及び物件移転補償の手続が執行されていることを確認した。おそらく請求人は、市に本件道路改良工事について情報公開請求した後にこれらの行政手続が行われたため、財産の取得に契約がないと判断したものと思われるが、土地の寄附及び物件移転補償手続は財務規則及び補償基準要綱に基づき適正に行われており、不当な財産の取得があると認めることはできない。

(6) 道路の管理義務の負担及び盛り土、樹木伐採について

ア 請求人は、「変更がされると現道の管理義務の負担が確実に予測され、また、変更工事で盛り土、樹木伐採など著しい景観の破壊が加速されることが確実に予測される。」と主張している。

イ 関係職員は、「今後の道路の管理費は必要ないと考えており、また、道路の変更も用地提供の範囲内で通行の安全性を確保するために行うものであり、樹木伐採等も施工上必要最低限度にしている。」と陳述している。

ウ 今後の道路の管理費は、特別な事情がない限り一般的に必要なものと考ええる。

また、本件道路改良工事において一部区間で2.5メートルまでの盛り土が施工される内容となっており、移転補償契約において立木の伐採32本、移植6本となっているが、いずれも事業施工上必要やむを得ないものであり、当該地区には森林法、砂防法、自然環境保全条例等による地域指定もなく、現地の状況から景観上特別な問題を生ずることはないものと考ええる。

以上により、本件道路改良工事について、設計委託料、工事請負費、補償費の公金の支出及び財産の取得は法令等に基づき適正に行われており、市長等に違法又は不当な公金の支出や財産の取得があると認めることはできず、また、市長等の裁量にも逸脱があるとはいえず、請求人の主張には理由がなく、請求人の求める措置についても認めることはできないものと判断する。

(別紙)

金沢市職員措置請求書

金沢市長、道路建設課長に関する措置請求

1 水湊町地内の不当な道路工事と公金の支出及び変更によるその過大の恐れなどの件
請求の要旨

石川県が金沢市上辰巳町相合谷町の間で計画の辰巳ダム（瀬領町相合谷町となり辰巳ダムは消える可能性）ですが、現在県民の厳しい批判の中資材運搬用として水湊町横断の付け替え市道が建設中であります。

この、代償行為の一つとして道路改良工事が約100メートルに渡り行われる事を知りました。

つきましては、その内容を確認致したく道路建設課へ参上、担当不在で数日後に連絡をするとの事でしたが一向に無く痺れをきらして同課へ参りますと、当初計画が大幅に変更されておりました。この件は情報公開の一部も踏まえますと行政手順、説明責任を欠いていることは明白であります。

- 1 平成16年2月10日 水湊町会長宅設計説明現在の道路拡張が基本で了承(但しこの会合に私に案内は無かった。)
- 2 平成16年7月16日 道路建設課 計画の概要を聞き図面を見る(私の土地と竹の子作業場の除外)。

また、この変更工事は

- 1 道路構造令に準拠しての円形と言われますが、
イ では何故当初からそうでなかったのか、地元了承を得たのでないか。
ロ 道路構造令に準拠ならば現水湊町横断道路、橋こそ大問題ではないか。
ハ 円形より急勾配が危険性を増し山の冬、雪で困ることが予想される。
- 2 竹の子作業場、私の土地の除外
竹の子作業場は除外測量になっていて、今回道路に取り込みさらに補償対象となっているのはなぜか。私の土地の境界確認と明示(青道があるならば)
- 3 この変更で土地提供、盛り土など環境が大きく変更されます。
- 4 この変更で大きな樹木が何本も伐採されることが判明されました。
- 5 無駄な余分土地が発生します。

よって今件は

- 1 行政手順の瑕疵(地元説明会まで実施し同意を得ておりながら、その後説明会のないまま路線を大きく変更した怠る事実と責任)
- 2 説明責任の瑕疵(市民更に利害関係者の再三再四の訪庁、質問に誠意ある説明責任を欠いた課長及び課長補佐の怠る事実と責任)
- 3 詳細設計の委託(1,333,500円)後の変更による設計費等の公金の不当な支出。
- 4 契約の無い不当な財産の取得(当該地の土地及び建物、樹木の買収、補償、寄附等の手続き契約皆無のまま工事発注の相当の恐れ)
- 5 道路変更は大幅増額な工事価格(補償費含む。)となり公金の不当な支出として確実に予測。
- 6 変更がされると現道路の管理義務の負担が確実に予測される。
- 7 変更工事で盛り土、樹木伐採など著しい景観の破壊が加速されることが確実に予測。
- 8 市長はこの違法、不当な行為を未然に防止、是正、改めるべきなのに怠った事実。

以上の通り、この道路変更は辰巳用水取り入れ口対岸、加賀藩藩札製造(伝え)ある和紙の里、水湊城の存在に加え、金沢水湊韻文学の里として5碑が建立され県内外文人墨客800名様に絶賛された土地柄なのに、現水湊町横断道路で大々的に破壊されさらにこの工事で壊滅的にされようとしております。

どうか、最小限の経費で最小限の環境破壊で安全で、景観条例の発効するおり自然豊かな金沢水湊韻文学の里を守り、育てるためにも当初案の工事を考えられるようにここに求めます。

請求人 金沢市辰巳町口 - 16 農林業 北 賢二

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書添え必要な措置を請求します。

2004年(平成16年)12月22日

金沢市監査委員様

(注) 請求書中、個人の名称が付されているものがあるが、個人情報であるので記載しなかった。

金沢市職員に関する事実証明書

金沢市長、道路建設課長に関する水湊町地内の不当な道路工事と公金の支出及び変更によるその過大の恐れなどの件につき措置請求する事実証明書をこの様に添付致します。

何卒厳重なる監査を賜り、公正、公平、公明で納得のゆく措置をお願い申し上げます。

証拠書類(一部参考書類及び非公開書類、貴職の職務権限で解明可能)

- 1 水湊町丑地図
- 2 丑52固定資産課税台帳コピー
- 3 水湊韻文学の里に関する資料

- 4 " その2 各新聞報道関係
- 5 金沢赤とんぼの会活動に関する資料、プログラム
- 6 " その2 安西愛子来訪関係
- 7 水渚道路改良工事に関する情報公開請求書
- 8 " その非公開一部公開文書(通知書)
- 9 " " (別紙)
- 10 設計打合せ議事録
- 11 数量計算用説明図
- 12 契約締結伺及び委託契約書
- 13 用地実測図原図(真黒図面)
- 14 現況平面図
- 15 委託設計書
- 16 計画平面図
- 17 行政情報公開請求書(H16.12.15日付)コピー
- 18 山出市長宛異議申立書
- 19 行政訴訟制度見直しに関する意見書(H15.8.10付)
- 20 地域再生・水渚100プラン
 2004年(平成16年)12月22日
 以上の通り事実証明申し上げます。

平成17年(2005年)2月8日	印刷	発行人	金 沢 市
平成17年(2005年)2月8日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
	定価 100円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉銚4丁目166番地	
		石川県金沢市玉銚4丁目166番地	